

太田市告示第65号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、太田市営住宅使用料及び共用部分使用料並びに駐車場使用料の徴収及び収納の事務を次のように委託したので、同条第2項及び太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号）第45条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年5月2日

太田市長 清水 聖 義

- 1 収入の種類 市営住宅使用料及び共用部分使用料並びに駐車場使用料
- 2 委託先 (1) 所在地 前橋市紅雲町一丁目7番12号
(2) 名称 群馬県住宅供給公社
(3) 代表者の氏名 中 島 聡
- 3 委託の理由 太田市営住宅の管理を委託していることから、市営住宅使用料及び共用部分使用料並びに駐車場使用料の徴収及び収納の事務を併せて委託することにより、業務の効率性が図られるため。
- 4 委託の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで